

小山町告示第143号

小山町遠距離通学定期券購入費助成金交付要綱を次のように定める。

令和3年8月25日

小山町長 池谷 晴一

小山町遠距離通学定期券購入費助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 町長は、町外への進学を契機とした小山町在住者の転出の抑制及び定住の促進を目的に、町外の大学等に鉄道を利用して遠距離通学する者に対し、予算の範囲内において小山町遠距離通学定期券購入費助成金（以下「助成金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、小山町負担金補助及び交付金に関する規則（昭和51年小山町規則第1号）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 小山町在住者 小山町に居住し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本町が備える住民基本台帳に記録されている者をいう。
- (2) 大学等 学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める大学、専門職大学、大学院、短期大学、専門職短期大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校をいう。
- (3) 通学定期券 鉄道会社が発行する通学定期券をいう。
- (4) 遠距離通学 本町から大学等に通学するため、通学定期券を使用した鉄道利用距離が片道50キロメートル以上の通学をいう。

(交付対象者)

第3条 助成金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、小山町在住者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 大学等へ遠距離通学をする者
- (2) 大学等に入学した年度中に26歳以上にならない者
- (3) 交付対象者及びその世帯員が町税等を滞納していない者
- (4) 小山町公式LINEアカウントからの配信を受けるなど、本町からの情報に関心を持ち本町からのアンケートに協力できる者

(交付対象経費)

第4条 助成金の交付の対象となる経費（以下「交付対象経費」という。）は、交付対象者の遠距離通学に係る通学定期券の購入経費とする。

2 助成金の対象期間は、交付対象者が通学する大学等が定める修業年限以内とする。

（助成金の額）

第5条 助成金の額は、交付対象経費の2分の1の額とし、1月当たり3,000円を上限とする。

2 通学定期券の通用期間の終期が前条第2項の対象期間を超える場合における1月に満たない月の助成金の額は、日割計算により算出する。

3 前2項の規定により算定した助成金の額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（交付の申請）

第6条 助成金の交付を受けようとする交付対象者（以下「申請者」という。）は、小山町遠距離通学定期券購入費助成金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- （1）通学定期券の写し
- （2）大学等に在学していることが証明できる書類
- （3）その他町長が必要と認める書類

2 前項の申請は、購入した通学定期券の通用期間内に1回限りとする。

（交付の決定）

第7条 町長は、前条に規定する申請があったときには、速やかにその内容を審査し、小山町遠距離通学定期券購入費助成金交付額決定通知書（様式第2号）を申請者に通知するものとする。

（助成金の請求）

第8条 前条の規定による通知を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、当該通知を受理してから7日以内に助成金請求書（様式第3号）を町長に提出するものとする。

（交付の決定の取消し等）

第9条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- （1）虚偽その他不正な行為により助成金の交付を受け、又は受けようとしたとき。

- (2) 助成金交付の条件に違反したとき。
- (3) 通学定期券を第三者に貸与し、又は売却等の行為を行ったとき。
- (4) 助成金交付決定後の通学定期券通用期間中において、通学定期券の払戻しをしたとき又は大学等を退学若しくは休学したとき。
- (5) その他町長が不適正と認めるとき。

(助成金の返還)

第10条 町長は、前条の規定により交付の決定の取消し等を行った場合は、当該取消しに関し、既に助成金が交付されているときは、助成金返還命令書（様式第4号）により期限を定めて、その全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

- 1 この告示は、令和3年9月1日から施行する。
- 2 この告示の施行の際現に通学定期券を有し、当該通学定期券の通用期間の始期が施行の日前であり、かつ、終期が施行の日以降となる場合における1月に満たない月の助成金の額は、日割り計算により算出する。
- 3 前項の規定により算定した助成金の額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

様式第1号（第6条関係）

小山町遠距離通学定期券購入費助成金交付申請書

年 月 日

小山町長 様

申請者 住 所 小山町
氏 名 印
電 話

次のとおり、関係書類を添えて小山町遠距離通学定期券購入費助成金の交付申請をします。なお、町が発信する情報に関心を持ち、アンケートの依頼に協力します。

フリガナ 氏 名		生年月日	年 月 日生		
通学学校名		所在地			
入学年度	年度	現在の学年	学年		
メールアドレス ※町からの情報受信用	@				
通 学 定 期 券	利用区間	始期	終期	新規・継続	購入金額
	～	新・継	円
	～	新・継	円
	～	新・継	円
鉄道利用距離の合計 片道		k m			
交付申請額 ※申請時に職員に確認の上、 記入してください。		円			

添付書類

- ・通学定期券の写し
- ・大学等に在学していることが証明できる書類（学生証等）

町税等の調査閲覧同意書

小山町遠距離通学定期券購入費助成金の交付決定に必要な事項として、私の町税滞納状況及び住民登録の状況を、担当職員が調査閲覧することに同意します。

氏 名 _____ 印

様式第2号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

小山町長 氏 名 印

小山町遠距離通学定期券購入費助成金交付額決定通知書

年 月 日付けで申請があった助成金については、下記のとおり決定したので、
小山町遠距離通学定期券購入費助成金交付要綱第7条の規定により通知します。

記

1 交付

助成金交付額	円
備 考	

交付の条件

小山町遠距離通学定期券購入費助成金交付要綱第10条の規定により、助成金の返還を求める場合があります。

助成金の対象となった通学定期券の払戻しをしたとき又は大学等を退学若しくは休学したときは、速やかに申し出て、助成金の返還手続きをしてください。

2 不交付

（理由： ）

様式第3号（第8条関係）

助成金請求書

年 月 日

小山町長 様

申請者 住所
氏名

印

年 月 日付け 第 号により交付額決定の通知を受けた助成金について、小山町遠距離通学定期券購入費助成金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり請求します。

記

交付内容	助成金の名称	小山町遠距離通学定期券購入費助成金
	交付決定額	円
今回請求額		円

口座振替記入欄

金融機関	銀行 金庫 農協	口座	フリガナ						
			名義人 氏名						
	本店 支店 支所 出張所		種類	口座番号					
			1 普通 2 当座 3 その他 ()						

様式第4号（第10条関係）

第 号
年 月 日

様

小山町長 氏 名 印

助成金返還命令書

年 月 日付け 第 号により交付の決定をした助成金について、小山町遠距離
通学定期券購入費助成金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり返還を命じます。

記

1 返還命令金額

交付決定額	円
変更交付決定額 (取消後交付決定額)	円
<hr/>	
返還命令額	円

2 返還期限 年 月 日